

2010年12月23日

にいがた自立生活研究会 会則

第1条【名称・連絡先】

本会の名称を「にいがた自立生活研究会」とする。

事務局（連絡先）は、〒951-8151 新潟市中央区浜浦町2-43-5 に置く。

第2条【目的】

本会は、すべての人の自立生活を実現することを目指して、様々な分野の人々との情報交換や交流を深めることによって、より暮らしやすい地域社会の構築に寄与することを目的とする

第3条【活動】

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- ①講演会、シンポジウム等の開催
- ②勉強会（連続講座等）の開催
- ③調査研究活動
- ④会報、研究会誌の発行
- ⑤その他、前条の目的を達成するために必要な諸活動を行う。

第4条【会員】

本会の会員は、本会の趣旨に賛同できる者で、第5条に定める手続きにしたがって入会を認められ、かつ会費を納めた者とする。

第5条【入会】

入会申込書を事務局に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

会員資格は会費を納入した時点で成立する。ただし、入会の日付は幹事会の承認日とする。

入会申込は、郵便、電子メール、ファクス等、送付手段を問わない。

第6条【会費】

個人会員 3,000 円（但し、学生は 1,000 円）、団体会員 10,000 円とする。

第7条【退会】

本人の意思により退会することができる。

会費を滞納した者、第8条に違反した者は、幹事会で審議した上で退会したものとみなす。

第8条【会員の義務】

会員は次の義務を負う。

- ・会員は個人の秘密、情報、プライバシーについて退会後といえども、他に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。
- ・本会を政治、宗教のために利用してはならない。
- ・本会の活動および運営を妨害してはならない。

第9条【役員】

本会に次の役員を置く。

幹事 5名以上

監査 1名

その他必要な部会を設置する。

第10条【幹事】

幹事は、自薦、他薦を問わず全会員のなかから互選し、総会で議決する。

幹事は幹事会を構成して、研究会を運営する。

第11条【幹事会代表、副代表、会計、事務局長】

幹事会は、互選により代表1人、副代表1人以上、会計1人、事務局長1人を互選により選出する。なお、事務局長は、会計を兼務することができる。

第12条【監査】

監査は、総会によって会員のなかから選出する。

第13条【役員任期】

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第14条【総会】

①本会の運営・方針を決定する場として、年1回、総会を開催する。

②議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

③役員が必要と判断した時、または会員の過半数が要望した時には、臨時総会を開催しなければならない。

④総会での議決が必要な事項は次のとおり。

- ・前年度の活動報告、決算報告
- ・当該年度の活動予定、予算
- ・役員選出
- ・その他の審議事項

第 15 条【幹事会】

本会に関する緊急事態、ないし審議すべき事項が発生した場合等、役員は必要に応じて幹事会を開催できる。

幹事会の議事録は、全ての会員に公開しなければならない。

会員は希望すれば幹事会にオブザーバーとして参加できる。

第 16 条【その他、細則】

本会則は総会での議決により変更することができる。

その他、本会則に定めるもののほか、本会に必要な事項は、総会にて審議の上、決定するものとする。

(附則)

1. 本会則は 2002 年 5 月 13 日より施行するものとする。
2. 会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
3. この会則の一部改正は、2006 年 5 月 13 日から施行する。
4. 政令都市以降につき、住所表記の変更 (2007 年 4 月 1 日)。
5. この会則の一部改正は、2010 年 12 月 23 日から施行する。変更点は次の通り。
 - 1) 住所変更。
 - 2) 会計年度の変更 (旧・会計年度は 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで)。
 - 3) 会則内の年号表記を西暦に統一。